

# 武雄市農業委員会

平成29年7月総会議事録

平成29年7月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成29年7月5日（水）  
（開会）午後2時00分 （閉会）午後3時30分

2. 場 所 武雄市役所 本庁1階会議室

3. 出席状況 出席者34人 欠席者 2人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富永茂人	○		山北義見	○	
末藤良郎	○		(欠 員)	—	
中村和仁	○		本山幸雄	○	
佐佐木幸夫	○		田栗保信	○	
小柳 満	○		下平寅義	○	
西村元吉	○		松尾忠則	○	
小田康信	○		永尾廣次	○	
中村一明	○		中原 位	○	
岩永和裕	○		東島 豊	○	
松尾 薫	○		坂口千代喜		○
向井健作	○		安永和廣	○	
中野重信	○		浦川宗博	○	
馬場征三郎	○		坂口正勝	○	
井手辰巳	○		相原經憲		○
小柳信博	○		大串和文	○	
古川秀文	○		川内智彦	○	
伊勢馬場 一郎	○		岩橋久美	○	
境 重則	○		宮原洋昭	○	
松尾正博	○				

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	農地転用許可後の事業変更及び農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第5号	農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第6号	農用地利用配分計画（案）について	
議案第7号	農業振興地域内、農用地からの除外について	
議案第8号	農地移動適正化あっせん事業に係る委員の指名について	
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件

**事務局長**        それではただ今から、平成29年7月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

                  今日は、29番 坂口千代喜 委員、並びに33番 相原経憲 委員より欠席の届け出がっております。

                  欠席者2名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

                  それでは、会長よろしく申し上げます。

---

**《開会・議事録署名人指名・報告事項》**

---

**会 長**        皆様方には、田植え等は終わりましたが、引き続き、大豆等、農作業にお忙しい中、出席いただきましてありがとうございました。

                  台風3号については、県内ではそれほど大きな被害はなかったのではないかと思います。引き続き梅雨前線が活発ですので、今後も被害が最小限に抑えられればと思っております。

                  JAでは役員の変更が行われ、金原前組合長が中央会の会長になられ、組合長には三日月の大島氏が就任されました。

                  武雄市の農業委員会でも、農協推薦の坂口委員さん、共済組合推薦の中村委員さん、両方とも来年7月の任期満了まで委員として在籍されますので、皆様にご報告します。

                  それでは、ただ今から平成29年7月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第8号までの審議をお願いいたします。

                  本日の議事録署名人は、9番 岩永和裕 委員、28番 東島 豊 委員をご指名いたします。

                  議案審議に入る前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件について、県知事への進達の結果を、事務局より報告してください。

**事務局**        先月の総会でご審議いただき、その後進達した案件は4条が4件、5条が7件、以上11件ございましたが、すべて県知事の許可がおります。

                  以上、ご報告いたします。

---

**《議案第1号 農地法第3条 許可申請》**

---

**会 長**        はい、ありがとうございました。ではさっそく議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が1件提出されております。この1件の案件について、事務局の説明をお願いいたします。

**事務局**        3条の案件について説明します。  
番号1。所有権移転。土地は現況・登記簿ともに畑2筆、地籍は112㎡。

申請事由は「市外在住で管理できないため、耕作者に無償譲渡したい」。

譲受人は経営面積が1,987㎡で5反要件を満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項の「農地の位置・面積・形状等からみて、隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地について、その隣接する農地を現に耕作している者が権利を取得する場合」に該当します。

ですので、判断基準は全て満たしているものと判断します。以上です。ご審議をお願いします。

**会 長**            ありがとうございます。議案の説明が終わりましたが、この1件につきまして地元委員さんから何か補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

**〇〇番委員**      この畑は以前もう少し広がったのですが、道路拡幅によって削られ少しだけ残っています。譲渡人はこちらには住んでおられず、早くから譲受人がずっと作っておられます。田を貸し付けているとありますが、「3人わのう」のところを貸し付けてある状況であり、普通の農業者としてちゃんとされていますので、よろしくをお願いします。

**会 長**            地元委員さんからの説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

**〇〇番委員**      「作っている農地に隣接していれば5反要件は関係なし」という特例があるのですか。

**会 長**            という事務局の説明でした。農地法施行令の2条第3項の特例による取得ということです。隣接したところでないといけないということです。

**〇〇番委員**      あげ一本入っていても大丈夫でしょうか。この案件ではつながっていますが、時々そういう事例もあるので。

**事務局**           「あげが一本入っているのを『隣接している』と認めるかどうか」ということですが、確認をして、皆様にお知らせをしたいと思います。

**〇〇番委員**      事務局は確認をしていなかったのですか。

**会 長**            いや、今回の件は大丈夫ですが、今〇〇番議員から質問があったように、間に道が一本入っていた場合はどうなのかについて、確認をしますということでした。

**会 長**            この件については、今言われましたように、後から報告をしたいと思いま

す。

なお、この議案とは直接関係がありませんが、5反以下に関連して言いますと、武内から以前、意見が出ていましたが、「はなまる学級」の件で空き家に入りたくなった場合、空き家は自分の名義にできるが、そこにある「せんじゃ畑」は自分の名義になりません。今言ったように5反未満ですから。

それを特例で認めている農業委員会もありますので、今、事務局が勉強をしています。近いうちに結論が出るかと思っていますので、そのときには、皆様方に、上限を3畝にするか5畝にするかというようなことを諮りたいと思っています。

〇〇番委員 畝数はどれくらいですか。

会 長 そこは皆さんと協議をしたいと思います。市のお住もう課への登録が必要であるとか、色々と条件をつけることも必要になると思います。そこらへんは勉強をさせて下さい。

戻りますが、〇〇番委員の質問については、次回にでも報告します。

それでは、議案第1号の質疑をとどめます。議案第1号農地法第3条の規定による1件の許可申請につきましても、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号農地法第3条の規定による1件の許可申請につきましても、許可することに決しました。

#### ————— 《議案第2号 農地法第4条 許可申請》 —————

会 長 次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が4件提出をされています。この4件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第4条の申請について説明いたします。

番号1番。土地は田、325㎡。「子供が同居することになったが、部屋数が不足のため、隣地に一般住宅を建設したい。」というものです。

こちら、公共投資の対象となっていない農地ですので、第2種農地。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断しております。

番号2番。土地は田1筆、59㎡。「市道から住居までの進入路が里道で狭く、安全確保のために平成29年5月に道路拡張を行った。」ということです。

こちら、既に拡張が行われていますので、始末書を添付されています。

土地改良が入っておりますので第1種農地で、「日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」と判断しています。

3番。畑113㎡。「実家に戻り同居することになったが、部屋数が不足、平成15年10月に住宅を建てた。」というもので、こちらにも既に住宅が建っておりますので、始末書を添付してあります。

こちらにも農業公共投資の対象となっていないので、第2種農地。「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断しております。

4番。畑2筆、地積は合わせて179㎡。「県道の拡幅工事に伴い、移設が必要になったため。」というものです。

こちらにも農業公共投資の対象となっていないので第2種農地。「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断しております

以上、ご審議よろしく申し上げます。

**会 長** はい、議案の説明が終わりました。この4件について「地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

**〇〇番委員** 2番の件ですが、農振除外の手続きはされていまして。その後申請がないなどと思っていましたが、気づいた時には工事が仕上がっておりました。そこで本人に対してこれではいけないよと指導をして、今回上がってきたところです。始末書添付となっておりますが、私の反省点としても、農振除外をしたときは次にこういう申請をなさないと、そこまで指導をしなければいけなかったと、私の落ち度であったと反省しております。

**〇〇番委員** 4番の件で補足いたします。今立っているところに歩道が拡張になりましたので、後ろの方に移動して建てたいということでございました。周りにもそう迷惑はかからないと思いますので、よろしく申し上げます。

**会 長** 地元委員さんの補足が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

**〇〇番委員** 2番の件で指導が遅かったという事でしたが、どのような内容が書いてあるのか、事務局は始末書を読んで下さい。

**事務局** 始末書を読み上げます。「始末書。このたび農地法の申請をお願いしましたが、申請地については平成29年5月頃、進入路に転用をしていました。農地法に無知だったとはいえ、現在まで許可を得ずにいたことに対して、大変申し訳なく思っています。今後このようなことが無いよう、十分注意いたし

ますので、今回の申請につきましては、ご配慮いただきますようよろしくお願ひします。」となっております。

会 長           いいですか。

〇〇番委員       はい。

会 長           はい、ほかに無いようですので、質疑をとどめます。  
議案第2号 農地法第4条の規定による4件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長           異議なしと認めます。  
よって、議案第2号 農地法第4条の規定による4件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

#### — 《議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更 及び 農地法第5条 許可申請》 —

会 長           次に、議案第3号を議題といたします。農地転用許可後の事業計画変更、及び農地法第5条の規定による許可申請が、2件提出されています。この2件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局           申請番号1番。農地転用許可後の事業計画変更承認申請が提出されています。平成28年7月26日に許可を受けた案件です。加えて、農地法第5条の規定による所有権移転申請が出されています。田2筆で1,297㎡です。  
申請事由としては「当初から今回の申請地も開発地の一部と考えていたが、契約に至らなかった。今回所有者の快諾が得られたので、一体的に整備したい。」というものです。

今回の第5条申請の土地は土地改良事業が入っておりますので、第1種農地で、「隣接する土地と一体化して同一の事業の目的に供するために行うもので、第1種農地の占める割合が1/3を超えないもの」という許可基準の該当事項になっています。

申請番号2番。田3筆2,674㎡です。平成28年8月31日に許可が下りています。当初9区画で計画書を上げられていましたが、購入希望者が大きな建物を希望したため、8区画の区割りに変えられています。

以上です。ご審議をお願いします。

**会 長** 議案の説明が終わりました。1番の案件につきましては、6月28日に調査委員会A班に調査を依頼しておりましたので、座長の中原委員さんから調査結果の報告をお願いします。

**調査委員会座長** それでは調査委員会の報告をさせていただきます。6月28日午後1時30分から調査委員会A班及び地元農業委員により、武雄市役所1階会議室及び現地にて開催いたしました。

議案第3号 農地転用許可後の事業計画書変更申請及び農地法第5条の規定による申請番号1番の「葬儀場及び店舗」について、申請人及び代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

中身的には、農地転用等、付近見取り図、土地利用計画図がございますが、13ページで説明をさせていただきたいと思います。この中で主な質疑・要望等が出た分だけをかいつまんで説明いたします。

「下水道までの距離はどうなっているのか。」という質疑があり、これに対しては「東西に走る側道に沿って下水道があるため、申請地から距離は問題ありません。」という回答がありました。

2点目について「店舗は常時、営業するのか。」という質疑があり、「常時、営業をします」という回答がありました。

それから、「集客についてはどうですか。」という質疑があり、「山内のJA斎場と合わせて2分の1ずつということであれば、駐車場も広く取ることで、市外からも利用があるのではないかと」と回答があったところです。

それから、「地元との話し合いはしましたか。」という質疑があり、「地元区長、評議員、隣接地主さん、水当番さんの快諾を得ています。」という回答がありました。

それから、「水田大豆等の産業ヘリコプター等の利用についてはどうか。」という質疑があり、「消毒のある場合は開店前に、朝早くしてもらうことで話し合いを持つ」と回答がありました。

それから、5条の許可済地の奥の方が今回申請地になっていますが、「当初から広げる計画ではなかったのか」という質疑があり、「所有者の事情もあり一度に許可申請ができなかったのが、今回の申請になりました。」という回答がありました。

それから、「従業員・パートの雇用については地元雇用をしたい。」という回答がありました。

それから、隣地との境界の畦について質疑があり、「管理しやすいよう、コンクリートにします。」という回答がありました。

それから、水路については「掃除しやすいように5mおきにグレーチングをする計画だが、あまりに広すぎないか。溜桝を作ってはどうか。」という質疑があり、「南北に走る水路と東西に走る水路に1箇所ずつ溜桝を設置します。」という回答がありました。

最後になりますが、「申請地からバイパスに出るときに信号がないが危険ではないか。」という質疑があり、「地元区長等へ要望書を出して、警察署へ設



置依頼をしてもらおう予定です。」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

**会 長** はい、ありがとうございました。1番につきまして調査委員会の報告が終わりましたが、残りの1件について「地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、ございませんか。

(補足説明なし)

**会 長** 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

**〇〇番委員** 1番の第1種農地の許可基準の該当事項の件ですが、先ほどから話がでていたように申請を2回に分けている。ひょっとして、前に出されたものと今回の1反3畝ほどを一緒にすれば、「第1種農地の占める割合が3分の1を超えないもの」にひっかかるのではないかと気になったのですが、それは大丈夫ですか。わざと分けてされているのではないか思ったりしています。

**事務局** 去年許可を受けられた分で、市道の古場田・前田線に面したところが3種農地でしたが、今回、許可受けた分を合筆されましたので、そこが3種農地という判断をしております。今回の申請地については1種農地で判断しますので、割合としては3分の1を超えていないということになります。

**〇〇番委員** 前回の分にも1種農地はありましたか。

**事務局** 前回の分に1種農地は入っておりました。バイパスに並行した農地については下水道に接続しており、第3種農地と判断しております。

**〇〇番委員** それで合筆したから全体が3種農地に判断されるわけですね。分かりました。

**会 長** ほかに何かございませんか。それでは、質疑がほかに無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更 及び農地法第5条の規定による2件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。  
議案第3号については、本委員会としては、許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

---

**《議案第4号 農地法第5条 許可申請》**

---

会 長 次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が7件提出されています。

このほかにもう1件、申請が上がっておりましたが、先ほどの議案第3号の1番と同じ6月28日に調査委員会を開催した結果、申請は取り下げとなりました。

この件について、座長の中原委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長 中身的には「条件付分譲住宅」について、申請人より、転用理由、転用計画等の説明があったところです。

見ていただきますと分かりますように、東側については6mの道幅で拡幅工事が終わっております。しかしその先については、6mの拡幅工事が29年度の事業で実施予定をされていますが、現状の高さから1.06m上げないといけないということで、かさ上げ工事をしないといけないが、事業年度については未確定ということで、未確定なところで許可はできないだろうということです。

「住宅にはどこから入るのか。」という質疑があり、「〇〇と〇〇の間の道から入るようになります。」という回答がありましたが、「拡幅工事が終わらないと入れないのではないかと、調査委員会で審議があったところがございます。

拡幅工事がいつから始まるか分からないという中で、許可についてはどうしたものかということでございました。

「拡幅する南側は田植えされているが、土地の買収はできているのか。」という質疑があり、「建設課に確認したところ、土地の買収は終わっていないとのことでした。」と事務局から回答がありました。

「隣接地の所有者や水利関係の承諾は取れているのか。」という質疑があり、「承諾書をいただいています。」という回答がありましたが、道が全然できていないという状況では、調査委員会としては、転用の許可後から着工までの期間が未定であることから、今回の申請は受付けないほうがいいだろうという判断になりました。

申請者からは、今回は申請を取り下げて、市と協議をしながら再度検討したいとのことでした。以上、報告いたします。

会 長 ありがとうございます。取り下げられたことにつきまして、質問等ありませんか。

(質問なし)

**会 長** 質疑もないようですので、議案に入ります。7件の申請につきまして、事務局の説明をお願いします。

**事務局** 申請番号1番。所有権移転。土地は田、298㎡です。  
申請事由は「現在借家住まいだが、将来の子育て環境を考え、申請地に一般住宅を建設したい。」というものです。  
概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地と判断しています。「日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」で許可しうると判断しています。

申請番号2番。使用貸借権の設定。土地は田1筆、380㎡です。  
「現在、賃貸住宅に住んでいるが、子育てや農作業の手伝い等を考え、実家近くに住宅を建設したい。」というものです。  
土地改良事業の区域内にありますので「第1種農地」。「日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」という判断をしています。

申請番号3番。こちらも使用貸借権設定。土地は畑1筆、284㎡です。  
「現在、市外在住であるが、安心して子育てができる実家の隣に住宅を建設したい。」というものです。  
こちら農業公共投資の対象となっていない農地ですので、第2種農地。「周辺の他の土地に立地することが困難な場合には許可し得る。」と判断しております。

申請番号4番。所有権移転。土地は畑2筆、280㎡。  
「家内事業で以前からあった製品乾燥場が手狭になり、平成12年10月頃より申請地を利用していた。」というものです。こちら製品乾燥場と駐車場ということで、既に利用がされておりますので、始末書を添付されております。  
こちらも公共投資の対象になっていない農地ですので、第2種農地。「他の土地に立地することが困難な場合には許可し得る。」と判断しております。

申請番号5番。所有権移転。土地は田1筆。348㎡です。  
「有料老人ホームを運営しているが、駐車場が狭く、平成28年6月に転用許可を受けて整備した。しかし、進入口のある指導は近隣住民の生活道路でもあり、安全確保のために県道からの出入り口の確保の要望があったため。」ということで申請をされています。  
こちらも公共投資の対象になっておりませんので、第2種農地。「他の土地に立地することが困難な場合」ということで判断をしております。

申請番号6番。所有権移転。土地は畑1筆。61㎡です。

「隣地に住宅展示場を計画しているが、法面部分が多く、形状も悪いので、申請地も利用して建設したい。」というものです。既にこちらでも建設をされているので、始末書が添付されています。

公共投資の対象となっていない農地ですので第2種農地。「他の土地に立地することが困難な場合」ということで判断をしております。

申請番号7番。所有権移転。土地は畑1筆。337㎡です。

「実家で同居しているが、子供の成長に伴い手狭となったため、通勤に便利な申請地に一般住宅を建設したい。」というものです。

こちらでも公共投資の対象となっていない農地ですので、第2種農地。「他の土地に立地することが困難な場合」と判断をしております。

以上です。ご審議よろしくお願ひします。

会 長 　　ただいま事務局から説明がありました7件の案件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

(なし)

会 長 　　特に無いようですので、質疑を開始します。

(質疑なし)

会 長 　　質疑が無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 農地法第5条の規定による7件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 　　異議なしと認めます。

議案第4号農地法第5条の規定による7件の許可申請については、本委員会としては、許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

---

#### 《議案第5号 農用地利用集積事業計画（案）》

---

会 長 　　次に、議案第5号。武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案第5号農用地利用集積事業計画（案）についてご説明いたします。  
説明の前に、農地所有適格法人報告書について説明いたします。今回、「株式会社〇〇」「株式会社〇〇」の2法人から報告書の提出を受けています。2法人ともに、法人形態、事業要件、構成員議決要件、役員要件について、要件を満たしていると考えますので、ご確認をお願いいたします。

**会長** 武雄だからということで「〇〇」から報告があっているのですか。

**事務局** はい。武雄市の農地を借りるにあたり、その要件を確認するために提出をしていただきました。

**会長** これについては特別にないですか。（なし） では続けて下さい。

**事務局** それでは、農用地利用集積事業計画（案）の1ページをご覧ください。こちらに平成29年度第4号利用権設定計画（案）を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。	田。	再設定	1件、	2筆、	1,555㎡。
橘町。	田。	再設定	2件、	2筆、	4,786㎡。
朝日町。	田。	新規	6件、	10筆	16,489㎡。
		再設定	5件、	9筆、	12,300㎡。
若木町。	田。	新規、	1件、	1筆	270㎡。
		再設定	5件、	9筆、	4,617㎡。
武内町。	田。	新規、	1件、	4筆、	1,575㎡。
		再設定、	2件、	2筆、	4,286㎡。
東川登町。	田。	新規、	2件、	7筆、	6,354㎡。
		再設定	2件、	2筆、	3,816㎡。
西川登町。	田。	再設定	1件、	3筆、	1,095㎡。
		畑 新規	1件	1筆、	410㎡。
山内町。	田。	新規	2件、	7筆、	2,906㎡。
		畑 新規	1件、	2筆、	716㎡。
北方町。	田。	再設定	1件、	10筆、	12,856㎡。
		再設定	5件、	12筆、	21,846㎡。
		畑。再設定	1件、	5筆、	6,842㎡。

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除について20ページ以降に記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**会長** はい、議案の説明が終わりましたので、議案第5号につきまして、ご意見、

ご質疑等があれば出していただきたいと思いますけれども、何かございませ  
んか。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。意見もないようですので、議案第5号の質疑をとどめま  
す。議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして、原  
案どおり承認することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第5号 平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画書につ  
きましては、原案どおり承認することに決しました。

---

#### 《議案第6号 農用地利用配分計画(案)》

---

会 長 次に、議案第6号。武雄市農用地利用配分計画(案)につきまして農林課  
から説明をお願いします。

農林課 農林課の水町と申します。議案第6号農用地利用集積事業計画(案)につ  
いてご提案いたします。

今回、中間管理事業を活用した利用権設定について3件、田7筆、9,136  
㎡の申し込みがっております。

先ほど第5号議案において、佐賀県農業公社の農地利用集積計画について  
ご承認いただいた件ということになります。

このことにつきまして、農業公社から受け手への配分について、武雄市の  
案を農業公社へ提案する必要がありますので、農業委員会のご意見を伺いた  
いと思います。

詳細については2ページに載せています。今回の配分計画については朝日  
町の田7筆、9,136㎡について、朝日町の受け手への配分となっております。  
借受者の概要については資料の通りです。利用権設定の期間については  
平成29年の8月から5年間となっております。借賃については全筆とも1  
0a当たり1万5千円となっております。

補足ですが、全筆ともJAの農用地利用円滑化事業から農地中間管理事業  
への移行という事であり、事実上の再設定です。今後、JAの円滑化事業に  
おいて終期を迎えるものについて、一定の要件を満たすものについては、農  
地中間管理事業のほうに移行していくということで、JAのみどり地区と佐  
賀県農業公社のほうで合意がなされているということです。

この件につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3  
項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。よろしくお願

ます。

会 長 はい、説明が終わりました。それでは議案第6号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますけれども、何かございませんか。

〇〇番委員 中間管理機構の場合の支払はどうなりますか。

農林課 賃料の支払いは、借受者から中間管理機構である農業公社を通して、地主のほうに行くという流れになります。

会 長 私から質問します。番号1は面積が少ないが賃料が1万5千円で、2番3番は面積が広いが1万5千円です。これは、中間管理機構にすれば、面積が多かろうが少なかろうが1万5千円になるということでしょうか。

農林課 中間管理機構になったから一律1万5千円になったということではありません。今回は事実上の再設定ですが、前回のJAの円滑化事業の際も1万5千円で、賃料に変更はあっておりません。賃料は貸し手と借受者と相對の関係で決められます。ただ期間だけが、以前3年間で結ばれていたものが5年間になりました。

会 長 わかりました。

〇〇番委員 金額はどこで決めるのですか。1万5千円は高いようですが。

農林課 金額は双方で決められるのを基本として、農業委員会のご意見を伺いながら設定していきたいと考えています。

〇〇番委員 米の値段が下がっている時に1万5千円は高いようですが、本人たちは了解しているのですか。

農林課 もちろん双方合意の上です。

会 長 よろしいですか。ほかに質疑が無いようですので、議案第6号の質疑をとりどめます。議案第6号 武雄市農用地利用配分計画（案）に対する意見につきまして、武雄市農業委員会としては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきましては原案どおり承認することに決しました。

### 《第7号議案 農業振興地域内 農用地からの除外》

**会 長** 次に議案第7号を議題といたします。「農業振興地域の内、農用地からの除外に対する意見について」を議題といたします。農林課の説明をお願いします。

**事務局** 農林課の中島と申します。議案第7号の説明をいたします。農業振興地域内、農用地からの除外について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会からのご意見を伺いたいと考えております。

2ページをご覧ください。今回の案件については、農振除外が11件です。編入する土地はございません。では11件の詳細についてご説明します。

1番目。除外目的、一般住宅。除外面積、畑247㎡。圃場整備事業有り。多面的機能支払事業有り。理由は「現在、借家に夫婦と子供3人の5人暮らしであり、子供の成長で手狭になり住宅建築を計画した。共働きのため両親から育児面のサポートを受けるため実家付近にて検討。申請地への立地が必要であり、代替地なし。」ということです。

2番目。除外目的は一般住宅。除外面積は畑283㎡。多面的機能支払事業有です。理由は「現在、実家に両親と同居しているが、子供の成長で手狭になり住宅建築を計画した。子供の転校の必要もない同地区にて検討。申請地への立地が必要であり、代替え地なし」ということです。

3番目。除外目的は植林。除外面積は畑1,424㎡。理由は、申請者が高齢であるため農地としての維持・管理が困難な状況であり、周辺の農地所有者に作付けをお願いしたが借り手がないということで、既に植林されており、始末書を添えて申請されています。

4番目。同じく植林。田213㎡です。この方については昨年12月に相続により所有されましたが、現在市外に住んでおり、農地としての維持管理が困難であるということで、植林を希望しておられます。

5番目。転用目的は発電事業。3筆。田898㎡です。こちらは、申請者が高齢であるため農地としての維持管理が困難であり、太陽光パネルの設置による有効活用を図りたいということで申請が行われております。



〇〇番委員 会長。(許可を得て続けて発言)。議案は早めに自宅に届いていると思います。ここで逐一、こういう風にして説明されるよりも、要点だけをお話しただけはないかと思いますが。

会 長 要点のみ説明してください。

農林課 分かりました。

6番目、除外目的は発電事業。除外面積は田で1,826㎡。新規での発電事業で申請されています。

7番目、除外目的は発電事業。除外面積、畑で569㎡。ここは多面的機能の事業有りです。この方についても、高齢のため維持管理が困難であるということで申請が上がっております。

8番目は、平成27年と平成28年に農振除外で発電事業をされておりますが、その増設ということで申請が上がっています。畑227㎡です。

9番目。こちらも増設として申請が上がっています。除外場所は8番の近くになります。

10番目も同じく増設。畑294㎡です。

11番目。除外目的は無線基地局。農振法第10条第4項により、電気通信事業、携帯電話の通信品質向上ということで、農振除外の申請があつております。

以上、説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会 長 はい、議案の説明が終わりましたので、質疑を開始します。

〇〇番委員 3番と4番は植林ですが、隣接地は大丈夫ですか。手入れはできますか。

農林課 現地を確認しましたが、周辺も山林ですので問題ないと判断しています。3番の周りは杉が植えられて、申請地だけ手を付けておらず雑木が生えている状況です。農地としては利用困難と考えられます。

〇〇番委員 図面を見ていると、4番は周りが田のようですが。

農林課 そこも、申請者の代理人に現地に案内してもらったが、周りは20年前くらい前に植えられた杉の木でした。

〇〇番委員 両脇は何も言わなかったですか。

農林課 3番と4番は隣接しております。

〇〇番委員 そうですか。わかりました。

会 長           ほかに無いようですので質疑をとどめます。議案第7号「農業振興地域の  
内、農用地からの除外に対する意見」については、原案通り承認することに  
異議ございませんか。

(異議なし)

会 長           異議なしと認めます。よって、議案第7号は承認されました。

—————《第8号議案 農地移動適正化あっせん事業に係る委員の指名》—————

会 長           次に「農地移動適正化あっせん事業にかかる委員の指名について」、議案第  
8号を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局           議案第8号、農地移動適正化あっせん事業にかかる委員の指名について、  
農用地等の売り渡し申し出にかかるあっせん委員を、武雄市農地等適正化あ  
っせん事業実施要領第4条第8項の規定により、次のとおり指名したいので、  
農業委員会の議決を求めます。

あっせんの申出者、農地の所在は記載のとおりです。あっせん委員は岩橋  
久美委員さんと大串和文委員さんです。

上記の議案を提出します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長           はい、議案の説明が終わりました。あっせん委員さん、よろしくお願  
いしたいと思いますが、何かご意見ありませんか。

(「なし」の発言あり)

会 長           「なし」ということで、議案第8号「農地移動適正化あっせん事業にか  
かる委員の指名について」、原案通り、承認することに決定いたしました。

—————《報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届け出について》—————

会 長           では、次に報告事項に移ります。報告第1号 農地法第4条第1項第8  
号の規定による届け出を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局           議案の9ページをご覧ください。土地は田一筆で71.92㎡です。こちら、  
転用の目的が農業用倉庫となっております。既に農業用倉庫を建てておられ、  
始末書が添付しております。以上報告いたします。

会 長           これは農業用倉庫なので議案ではなく報告事項で良いのですか。そこらへ  
んを説明して下さい。

事務局 追加で説明します。こちら71.92㎡ということで、200㎡未満の農業用倉庫に転用ということで、議案にはかけずに報告事項となっております。

〇〇番委員 届け出はいつ出されたのですか。

事務局 提出は5月31日です。

〇〇番委員 転用時期から1年以上建っていますが、なぜ今頃出てきたのでしょうか。いくら軽微な変更でも、農地に農業用倉庫が建ったりすればすぐ分かるのではないのでしょうか。指導があったのでしょうか。

会 長 地元委員さんの説明をお願いします。

〇〇番委員 地図の42ページを見て下さい。西九州道路ができた頃に市道の拡幅がありました。農地をある程度取られて、それからこの辺が全部遊休地になってしまっています。水田でしたが、水を取りにくいようになり、休耕地になっていました。それで畑のようにして作っておられましたが、28年度に、私もちょっと見ずにいたのでいけませんでしたが、気付いたときにはもう家が建っていました。一番下の谷へ入った所ですのでちょっと分からずにおりました。そして、今度家が建ってから申請をしているようです。田としてはもう、あの辺は機能していません。

会 長 現地の上は西九州道路で、山の中のようなようです。そういうところで道路拡張の関係で、田としては機能していないということでした。地元委員さんも「建てたことを分からなかった。」と言っておられますので、そこら辺はお互いにご理解をしていただきたいと思います。

〇〇番委員 始末書を読み上げて下さい。

事務局 始末書を読み上げます。こちら、農振除外の申請の際に付けられた始末書をおのまに付けられています。「始末書 このたび農振除外の申請をお願いしましたが、申請については既に転用をしていました。法を知らずに行ったことについては、お詫び申し上げます。今後このようなことがないように十分注意しますので、今回の申請につきましては、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。」というものでした。

〇〇番委員 それは始末書ではないのでは。始末書を取る時はもっと分かるようにして下さい。

会 長 農振除外ではなく、農業委員会あての始末書を出さないといけないのではないのでしょうか。

〇〇番委員　なぜこんなことを言うかと言えば、前にあったからです。勝手に田んぼをつぶして農機具置き場を作られたので、「せめて形状変更で出して許可を取って下さいよ」と言った経緯がありました。その時にも半年ぐらい経ってからようやく出してもらったのですが、今度のものは1年経ってからですからね。何か指導があったのかなと思って言ったところです。

会　長　事務局は、始末書は「前のものがあったから」ではなくて、この件についての始末書を取るようになして下さい。農振除外の時は出しておられると思いますが、ここはここで取って下さい。

皆さんこの件はいいですか。これは報告事項です。

〇〇番委員　始末書が沢山出ているという事は、法を知らないからですので、農業委員会からPRをしたほうが良いのではないのでしょうか。

会　長　「転用するときは届出て下さいよ」というのをPRしないからこういうことが出るのではないかという意見が、今、出ています。「農業委員会だより」を出すときに、このことも入れたいと思います。また、我々委員にもPRする義務がありますので、頑張りましょう。

---

《閉会》

---

会　長　以上で、本日提出されました議案につきましては審議をすべて終了いたしました。これをもちまして、平成29年7月の農業委員会総会を終わります。